

◎議題が非公開となる場合について

○特定の個人がその情報から識別できる場合、又はその情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによりその個人を識別できるもの。

【過去の審議会での議題や想定される事例】

- ・ 市民から提出された緑地保全に係る要望書等についての審議等
- ・ 特別緑地保全地区、緑地保全推進地区等の指定候補地に係る詳細な区域の検討とそれに係る土地所有者からの意見書の審議等

○実施機関並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【過去の審議会での議題や想定される事例】

- ・ 貴重な動植物の保護に係る審議等で、その生息地が特定できるもので、自然保護の観点から伏せるべき内容が含まれる場合
- ・ 土地所有者等との面談記録を踏まえた特別緑地保全地区の指定候補地に係る審議等で、未成熟で市民等に誤解等を与える可能性のある内容が含まれる場合。
- ・ 国県からの事前の情報提供的な内容の報告。(国県が定める地域制緑地の区域に係る情報の提供など。)